



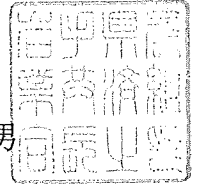
2岩農済公告第12号

令和2年11月10日

組合員各位

岩手県農業共済組合

組合長理事 菊地 一男



令和3年産蚕繭に適用する単位当たり共済金額の公告について

標記の件について、下記の通り公告いたします。

記

1. 単位当たり共済金額の範囲

区分	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
別記の第一区分 に掲げる者	2,450円	2,210円	1,960円	1,720円	1,470円
別記の第二区分 に掲げる者	2,810円	2,450円	2,210円	1,960円	1,720円
別記の第三区分 に掲げる者	3,180円	2,810円	2,450円	2,210円	1,960円

別記：

第一区分 農業保険法（昭和22年法律第185号）第153条第1項の農林水産大臣が定める区分ごとの掃立てに係る収繭量（同項第1号の基準収繭量の算定の基礎とされた収繭量をいう。以下同じ。）の合計に対する種繭の収繭量の割合（以下「種繭収繭量割合」という。）が30パーセント未満の者

第二区分 種繭収繭量割合が30パーセント以上70パーセント未満の者

第三区分 種繭収繭量割合が70パーセント以上の者

備考：この表において「単位当たり」とは、1キログラム当たりとする。